

久留米市中小企業止水板等設置事業費補助金申請の手引き

I 概要

大雨等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、市内の店舗、事務所、工場等への止水板の設置やその他の浸水対策のための工事に要する費用の一部を助成します。

II 補助額

補助上限額 30万円 補助率 1/2

※詳しくは、【IV 補助対象事業】(1ページ)、【V 補助対象経費】(2ページ)をご確認ください。

III 補助対象者

補助金は、次の全ての要件を満たす事業者を対象とします。

- 1 平成30年度以降に浸水被害を受けた市内の建物等(店舗、事務所、工場等)において、事業(農業、林業及び漁業を除く。)を営んでいる中小事業者・個人事業者(中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する中小企業者)であること
- 2 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けていること
(計画中に浸水対策に係る記載があること)
※詳しくは【V 補助対象経費】(2ページ)をご確認ください。
- 3 市税を滞納していないこと
- 4 次のア～ウのいずれかに該当する者でないこと
 - ア 政治・経済・文化団体、宗教上の組織又は団体
 - イ 暴力団、暴力団員及び、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
(法人の場合は、代表者及び役員等が上記に該当しないこと)
 - ウ その他、補助金の目的及び趣旨から市長が適切でないと判断する者

IV 補助対象事業

本事業では、①止水板の設置工事及び附帯工事、②浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事が補助対象事業となります。

【補助対象事業】

分類	内容
止水板の設置工事及び附帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する止水板は、金属等の材質であり、止水板として十分な止水性・耐水性備えるものであって、設置において工事を伴うものであること ・対象となる附帯工事とは、止水板の設置に必要な工事又は止水効果を高めるために止水板設置工事と一体的に実施される工事 例) 止水板設置箇所における内水壁の防水工事 等
浸水被害の防止又は軽減に資する関連工事	排水設備の逆流防止措置、設備のかさ上げ工事、外構の工事等 例) 排水管等への逆止弁の設置 浸水経路となりうる配線・配管貫通部の止水処理 受変電設備等のかさ上げ(架台設置等)・移設 止水壁の設置工事 等

【対象外となる事業】

- ・ 工事を伴わないもの
 - (工事を伴わない) 止水板・止水シート、土のう、水のう等の購入
 - 移動可能な排水設備(排水ポンプ等)の購入
- ・ 浸水被害の防止又は軽減に直接該当しないもの
 - 非常用自家発電設備の設置
- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)及び建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき設置が義務づけられている設備
- ・ 久留米市住宅リフォーム助成事業(防災力向上支援)補助金の交付を受けているもの
- ・ 同一の事業について国や地方公共団体の他の制度から補助金等の交付を受ける場合は対象外
- ・ 売買等を目的とした建物等(売買物件)への工事
- ・ 店舗(事務所)兼住宅の場合、主たる工事が住宅部分である場合は対象外
- ・ 交付決定前に契約・着手が行われた事業(交付決定後に契約・着手したものでないと対象外)
- ・ その他公序良俗に反する等、市長が適当でないと認める事業

V 補助対象経費

補助金は、次の全ての要件を満たす経費を対象とします。

- ・ 補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ・ 市交付決定日から事業者が本事業で定める事業期間内(最長で令和4年9月30日)に発生したもので、事業実施期限までに支払いと事業遂行が完了した経費
- ・ 支払証拠資料等により支払金額が確認できる経費

【留意事項】

- ・ 施工業者は市内/市外を問いませんが、可能な限り市内事業者の活用についてご検討をお願いします。
- ・ 算出された補助金の合計額に、1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。

【対象外経費】

- ・ 自社で施工した費用
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込等手数料(代引き手数料)

VI 申請から交付までの流れ

0 申請の前に(事業継続力強化計画の認定を受けていない場合)

国に事業継続力強化計画の認定申請を行い、認定を受ける必要があります。

◆事業継続力強化計画とは

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。計画を作成し、実行することで、自社の災害リスクや影響を再認識し、発災時の対応力の強化や従業員の意識向上などにつながります。

※計画認定を申請後、審査に日数(標準処理期間45日)を要します。

【認定申請・お問い合わせ先】

九州経済産業局 産業部経営支援課 事業継続力強化計画担当 TEL:092-482-5592

1 交付申請

「VII 提出書類」(3ページ)をご確認いただき、申請に必要な書類をご準備ください。

申請順に審査を行います。申請にあたって、工事内容の聞き取り等を行います。なお、必要に応じて現地確認の実施や追加資料の提出を求めることがあります。

申請書類は、下記申請先窓口への直接提出又は郵送でお願いします。郵送の場合、差出人住所・氏名を封筒裏面に記載し、下記宛先に郵送してください。

申請受付期間 : 令和4年1月4日から令和4年6月30日(当日消印有効)まで
※期間内であっても予算の上限に達した時点で受付を終了します。
【宛先】〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所 商工政策課 宛

2 審査・結果通知

申請受付後、市による審査を経て、受付後2～3週間を目途に、交付又は不交付決定通知を郵送します。

3 事業実施

事業の実施(契約を締結(発注)など)は、交付決定通知日以降に行ってください。

事業実施の前に、実績報告にて提出が求められている書類をご確認ください。

実施期間は、交付決定日から任意の期間(最長で令和4年9月30日まで)を指定することができます。

4 実績報告

「Ⅶ 提出書類」(3ページ)をご確認いただき、手続きに必要な書類をご準備ください。

提出先は、「1 交付申請」と同じ、久留米市商工政策課です。

提出期限は、実施期間完了日の翌日から起算して1か月を超過した日となります。

(取り組み完了後、速やかにご提出をお願いします。)

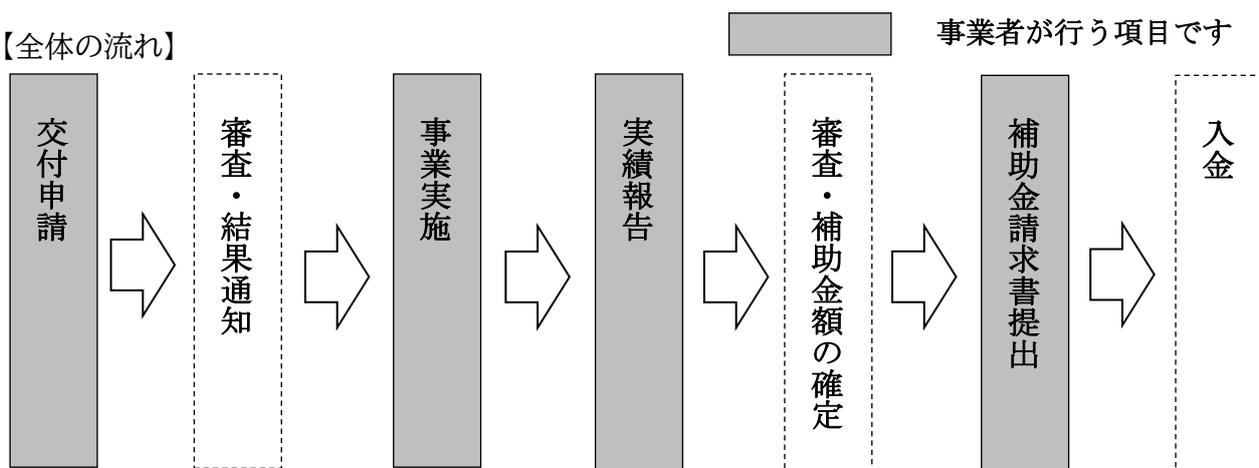
5 補助金額の確定・入金

ご提出された実績報告書類を市で審査し、補助金額を確定します。

金額確定後、市から申請者に確定通知と補助金請求書等支払いに必要な書類を送付します。

請求書等支払いに必要な書類を提出後、2～3週間を目安に入金となります。

【全体の流れ】



Ⅶ 提出書類

提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。

また、申請書等の様式や記入例は、市ホームページ(下記URL)からダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3020joseiseido/2021-1216-0956-74.html>

1 交付申請時

様式はコチラ



- (1) 交付申請書（兼）誓約書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 浸水対策計画書（第3号様式） ※1
- (4) 役員等調書及び照会承諾書（第4号様式）
- (5) 事業継続力強化計画の認定通知書及び計画書の写し ※2
- (6) 平成30年度以降に浸水被害を受けたことを確認できる書類
（り災（被災）証明書の写し、被害状況がわかる写真等）
- (7) 工事に係る見積書及び工事内訳が記載された書類の写し
- (8) 工事を行う建物の平面図、工事箇所の立面図等
- (9) 工事箇所の施工前の写真
- (10) 止水板の仕様書、カタログ等 ※止水板を設置する場合
- (11) 市税の滞納なし証明書（発行から3カ月以内のもの）
- (12) 申請対象の建物で事業を営んでいることが確認できる書類
（法人等の登記記載事項証明書・確定申告書・開業届・営業許可等の写し）

※1 事業継続力強化計画に今回予定している止水板等設置工事に係る記載が無い場合

※2 久留米市事業継続力強化促進奨励金の交付を受けている場合は、省略可能

2 実績報告時

- (1) 実績報告書（第7号様式）
※提出期限（事業完了日の翌日から起算して1か月を経過した日）に留意し、お早めにご準備ください。
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等
- (3) 支出した経費の内訳がわかる書類
※経費の内訳が記載されている書類（契約書や請求書など）をご提出ください。
※経費に「〇〇一式」と記載がある場合は、一式の内訳がわかる資料をご提出ください。
- (4) 事業実施期間がわかる書類
※事業着手（発注、契約）の日付が確認できる発注書・契約書等の書類の写し、事業完了（竣工、支払）の日付が確認できる工事完了届・領収書等の写しをご提出ください。
- (5) 工事箇所の施工後の写真

【留意事項】

- ・領収書は、市が確認後に写しを取り、原本を返却します（原本の提出が必要です）。
- ・請求書、領収書については、発行日や総額だけではなく、工事内訳が分かる必要があります。
- ・原則、口座振込により支払うものとします。
- ・クレジットカードによる支払いの場合、実施期間内に引き落としが完了している必要があります。実施期間外に引き落としになった場合は補助対象に含めることができなくなりますので、ご注意ください。なお、クレジットカードによる支払いは、一括払いに限ります。
- ・やむを得ず現金払いをする必要がある場合には事前にご連絡ください。
- ・決済は法定通貨となります。仮想通貨・クーポン・特定ポイント（クレジットカード会社等からの付与）・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用は認められません。
- ・補助金の交付申請書及び実績報告において、単価、補助対象経費、補助金申請額及び補助金実績報告額の記載にあって使用できる通貨の単位については、日本国通貨（円）に限ります。
- ・必要に応じて、追加の資料を求めることがあります。
- ・交付申請書、実績報告書、請求書はすべて同じ印鑑を使用してください。

VIII 留意事項

- ・ 交付決定を受けた後、本事業の経費や内容を変更しようとする場合又は本事業を中止する場合には、事前に市の承認を得なければなりません。工事内容等に変更が生じる場合は、工事を一旦止めて、速やかに市に連絡をお願いします。
- ・ 補助交付決定において、補助金の交付予定額が申請書に記載された補助申請額より減額される場合がございます。
- ・ 補助交付決定後は、原則、補助金の交付予定額が上限額となります。
- ・ 必要に応じ、本補助金が適正に活用されているか確認を行うため、書類の追加提出及び説明を求める場合や、現地確認等を行う場合があります。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還していただきます。
- ・ 申請者に対して、交付決定後であっても、補助金の交付に必要な範囲内において、実態調査等を行うことがあります。
- ・ 補助対象事業に係る全ての書類等の情報を補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間保管し、閲覧・提出することについて協力しなければなりません。
- ・ 取得した財産は、補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない、処分、転売等をしてはなりません。
- ・ 申請された事業者の方に、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

IX 補助金に関するお問合せ先

久留米市商工観光労働部商工政策課
電 話：0942-30-9133
ファクス：0942-30-9707
メー ル：syoko@city.kurume.fukuoka.jp